

平成 25 年 9 月 6 日

連 絡 先
監査委員事務局 担当者 池田 電話 224-2924

## 資 料 提 供 に つ い て

### 1 発表事項

平成 24 年度財政的援助団体等の監査結果に基づき取り組んだ状況（講じた措置）について

### 2 発表内容

平成 24 年度財政的援助団体等監査結果に基づいて、知事、教育委員会及び公安委員会が取り組んだ状況（講じた措置）を公表します。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、平成 24 年度に実施した監査※について、知事、教育委員会及び公安委員会から、その結果に基づいて平成 25 年 6 月末日までに取り組んだ状況（講じた措置）が監査委員に通知されたので、同条第 12 項の規定により、平成 25 年 9 月 6 日付け三重県公報により公表するものです。

※ 監査対象 339 団体のうち出資（出捐）団体 12 団体、公の施設管理団体 7 団体及び補助金等交付団体 14 団体の計 33 団体を選定のうえ、平成 23 年度における財政的援助に係る出納その他事務の執行状況を基本とし、県の関与度の高い出資（出捐）団体においては経営状況等も併せて監査を行いました。

これらの結果は平成 25 年 3 月 5 日付け三重県公報に登載、公表しています。

### 3 取組の状況（講じた措置）

財政的援助に係る出納その他事務執行など、監査委員が指摘した 159 件（31 団体）について、「概ね対応済み」が 142 件（構成比 89.3%）、「改善に着手」が 11 件（同 6.9%）、「検討に着手」が 6 件（同 3.8%）となっており、監査に対する改善率（「概ね対応済み」と「改善に着手」の全体に対する割合）は 96.2%となっています。

なお、「検討予定」又は「取り組んでいない」とする報告はありませんでした。

項 目	概ね対応済み	改善に着手	検討に着手	検討予定	取り組んでいない	計
出資（出捐） 団 体	47	6	6	—	—	59
公 の 施 設 管 理 団 体	27	4	—	—	—	31
補 助 金 等 交 付 団 体	68	1	—	—	—	69
合 計	142	11	6	—	—	159

- (注) ①「概ね対応済み」……概ね改善を終えたもの、改善が確実に見込まれるもの。  
 ②「改善に着手」……改善に取り組み、引き続き改善しているもの。  
 ③「検討に着手」……改善に向けて検討がなされているもの。  
 ④「検討予定」……これから改善に向けて検討しようとしているもの。  
 ⑤「取り組んでいない」…対応する取組がなされていないもの。

※ 件数については、所管部局に対する団体への改善指導等の意見が含まれています。

※ 監査後に廃止または終了となった補助金については、今後、新たに補助制度を創設する場合や既存の補助制度について、どのように対応するか（しているか）を考慮して評価を行っています。

※ 主な取組状況については、以下のとおりです。

(参考) 取組状況 (講じた措置) の例

① 概ね対応済み

監査意見の概要	講じた措置(対応状況)の概要
<p><b>公益財団法人三重県文化振興事業団(環境生活部)</b>            総合文化センターチケット予約システムの所有権の帰属が明確となっていないので、団体と県において合意形成を早急に図りたい。</p>	<p>総合文化センターチケット予約システムの所有権の帰属については、平成 24 年 11 月に県と協議を行い、県に所有権が帰属することを確認しました。</p>
<p><b>特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク(地域連携部)</b>            会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。            ○会計規則上、現金払となる経費については資金前渡の規定があり、その限度額はその都度必要な額とされているが、月中の所要見込み額を現金で手元保管していた。</p>	<p>熊野古道センターの運営上現金を手元保管する必要があるため、6 月 10 日開催の理事会で承認のうえ、同日付けで会計規則を改正しました。</p>
<p><b>教育委員会・保健体育課</b>            (所管部局に対する意見)            三重県高等学校体育連盟に対する補助金について、実績報告書の提出が、同補助金交付要領に定める期限より遅延していたが、まずは事務処理の実態に鑑み提出期限の見直し等を検討し、必要に応じて要領を修正したうえで、適正な期限までに提出するよう指導されたい。</p>	<p>補助事業に係る事務処理の実態をふまえ、提出期限の見直し等を検討した結果、平成 25 年 4 月 1 日付けで交付要領を一部改正し、提出期限を大会終了日から 2 か月を経過した日と変更しました。また、三重県高等学校体育連盟にその旨を通知するとともに、提出期日を遵守するよう改めて指導しました。</p>

②改善に着手

監査意見の概要	講じた措置(対応状況)の概要
<p><b>株式会社三重データクラフト（雇用経済部）</b></p> <p>平成 23 年度の営業損失の額は、前年度と比較して 17,073 千円増加し、19,038 千円となっており、経常損失の額も 15,357 千円増加し、10,105 千円となっている。</p> <p>繰越利益剰余金は確保されているが、売上高が減少傾向にあるので、計画的な業務運営のもと受注量を確保することにより、経営の改善に努められたい。</p>	<p>平成 24 年度においても、10 人余の派遣解除及び設計補助業務の海外移行等、既存事業においては主要顧客の事業環境悪化があり、また大口の議事録反訳の入札逸注等減収要因が続きました。一方で、定款目的事項に加えた研修サービス事業を取り込んだ成果による増収、及び管理台帳整理業務や簡易CAM構築補助等の新規提案業務の受託、並びに民間団体から大口のデータ入力作業を受託する等営業努力による増収要因もあり、平成 23 年度と同等以上の受注量を確保しました。</p> <p>また、営業損失の改善を図るため、社員教育と個々人の努力により、一人が複数職務をこなす体制を推し進め、人員減による生産原価の低減が図れたことにより、4,582 千円の営業損失にとどめることができました。この結果、営業外収入と合わせ、886 千円の経常利益の確保に至っています。</p> <p>さらに、平成 25 年度における対策として、既存事業の一層の減収を見越し、警備業を定款目的事項に加えて新年度の事業運営を開始しています。</p>
<p><b>社会福祉法人三重県視覚障害者協会（健康福祉部）</b></p> <p>業務計画に掲げた目標について、点訳奉仕員養成講習会受講修了者数等、目標を達成されていないものがあることから、業務内容のさらなる周知を図るとともに、各地のボランティアや社会福祉施設協議会等に連携・協力を求めることなどにより利用者の拡大を図り、目標が達成できるよう努められたい。</p>	<p>ホームページや視覚障がい者情報誌を活用するほか、県の広聴広報課が行っている広報的な募集（ラジオ、チラシ等による紹介）に応募するなどの方法により業務内容の周知を図っています。また、平成 24 年度からは、市町の担当者会議において、県を通じて業務内容の周知を行っています。</p> <p>目標を達成していなかった点訳奉仕員養成講習会受講修了者については、平成 24 年度は監査時点ですでに講習会が終了していたため、平成 25 年度から日赤三重県支部など他団体と連携して実施することにより、受講者数の増加を図ることとしています。</p> <p>また、朗読奉仕員養成講習会については、平成 25 年度から開催回数を増やすことにより、奉仕員の増加に向けて取り組んでいます。</p> <p>生活訓練実施回数については、視覚障がいの要望により、多人数での訓練と個々のニーズに合わせた個別訓練を併せて実施することになりました。このことにより、平成 25 年度は目標を達成できる見込みです。（平成 24 年度は目標を達成しました。）</p>

③検討に着手

監査意見の概要	講じた措置(対応状況)の概要
<p><b>公益社団法人三重県緑化推進協会（農林水産部）</b></p> <p>会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>○平成 23 年度の発生に係る収益及び費用のうち、24 年度の収益及び費用として処理されているものがあつた。</p>	<p>当該団体は緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（緑の募金法）第 5 条に基づく緑の募金事業団体に指定され、緑の募金の管理をしていますが、公益社団法人国土緑化推進機構への募金の収入結果報告は、暦年で報告することとなっていることから、1 月から 3 月分を平成 24 年度の収益として前受金処理しています。ご指摘いただきましたことについては、適切な会計処理の方法の検討を行っているところです。</p>